

施設設備管理業務 保守点検業者一覧

	部位	点検業者
1	ドライミスト	能美防災株式会社
2	監視カメラ設備	三菱電機ビルテクノサービス株式会社
3	空調設備用自動制御機器	アズビル株式会社（芝浜小学校内は株式会社オーテック）
4	自動ドア	ナブコシステム株式会社
5	自然換気システム	三協立山株式会社
6	消防設備	能美防災株式会社 （芝浜小学校内は能美エンジニアリング株式会社）
7	時計設備	セイコータイムシステム株式会社
8	風力発電設備	株式会社ゼファー
9	太陽光発電設備	因幡電機産業株式会社
10	蓄電池設備	株式会社ホマレ電池（芝浜小学校内は日立化成株式会社）
11	電力監視装置	三菱電機ビルテクノサービス株式会社
12	貯湯槽（第一種圧力容器）	森松工業株式会社
13	電話交換設備	株式会社協和エクシオ
14	特別高圧変電設備	東芝電機サービス株式会社
15	入退室管理設備	三菱電機ビルテクノサービス株式会社
16	熱交換器（第一種圧力容器）	森松工業株式会社
17	非常用発電設備	新潟原動機株式会社
18	免震装置	ブリヂストン化工品ジャパン株式会社 （芝浜小学校内はオイレス工業株式会社）
19	情報表示機	株式会社アセント
20	便座用除菌装置	日本カルミック株式会社
21	高所作業車	エイハン・ジャパン株式会社
22	酸素クラスター脱臭装置	東洋興商株式会社
23	除湿機設備	日立アプライアンス株式会社
24	照明制御設備	パナソニック ES エンジニアリング株式会社
25	電極式蒸気加湿器	ウエットマスター株式会社
26	脱気装置点検	三浦工業株式会社
27	雨水ろ過装置	株式会社三進ろ過工業（芝浜小学校内は株式会社ショウエイ）
28	太陽熱利用設備	東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社

◎空調設備用自動制御機器における保守留意事項

空調設備用自動制御機器については、上記保守点検業者及び熱供給事業者と連携を密にし保守点検をすること。

◎便座用除菌装置保守における留意点

別紙10-2を添付。その内容で委託し、保守等を行ってください。

誰でもトイレ用汚物入れは大型での設置を行って下さい。

◎各業務

各メーカーに保守点検について確認してください。

メーカー保証が受けられることを第一とします。

1 履行場所

みなとパーク芝浦内トイレ及び授乳室

2 業務目的

本業務の目的は、便座用除菌装置等を保守することで、皮膚が接触する便座の除菌や雑菌と臭気の漏れを防止して二次感染等を予防するとともに、トイレ等の衛生環境を良好に保ち、施設の維持管理に供することとする。

3 業務内容

受注者の業務は以下のとおりとする。なお、本業務は発注者と協議の上、受注者が再委託をすることを可とする。

(1) 便座用除菌装置等の設置

受注者は、以下の便座用除菌装置等を設置すること。設置台数は別表のとおりとする。

- ア 大・小便器用サニタイザー（日本カルミック㈱製サニタイザーMK14同等品以上）
- イ 洋式便器用シートクリーナー（日本カルミック㈱製シートクリーナー同等品以上）
- ウ 授乳室用オムツ衛生ボックス（日本カルミック㈱製ディディーパック同等品以上）

(2) 便座用除菌装置等の点検及び交換業務

- ア 受注者は、契約期間における保守点検は、発注者と打合せの上、決定すること。
- イ 受注者は、便座用除菌装置等の保守点検、整備に当たっては、本仕様書に基づき実施する。ただし、仕様書に記載のない事項について、受注者等の点検、整備又は作業基準にある場合は、当該基準に基づき受注者等が責任を持って行うこと。
- ウ 便座用除菌装置等の使用中における破損及び故障に対する処置は、原則として受注者の負担とする。なお、その他については、発注者及び受注者の協議とする。
- エ 受注者が使用する装置及び薬剤等の仕様は、以下のとおりとする。

- ① 各装置に使用する薬剤は、「毒物及び劇物取締法並びに化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」の基準に適合していて、かつ安全性が証明されているものとする。
- ② 各装置に使用する薬剤は、一般細菌、大腸菌、緑膿菌、黄色ブドウ球菌等に対して殺菌又は除菌効力を有すること。
- ③ 各装置に使用する薬剤は、インフルエンザ及びノロウイルスに対して効果があること。
- ④ 各装置本体（容器）は抗菌性のあるものとする。
- ⑤ 大・小便器用サニタイザーは、大・小便器（衛生陶器）全面に薬剤が行き渡る能力を有することとし、壁に取付ける形状であること。
- ⑥ 大・小便器用サニタイザーは、クロスコネクション（水の逆流）予防の為、衛生器具用給水二次側以降の配管に設置すること。

- ⑦ 大・小便器用サニタイザーは、排水管のスケール（尿石）の詰まりを予防する能力を有すること。
- ⑧ 大・小便器用サニタイザーに使用する薬剤は、濃度変化による効果低減予防の為、液体薬剤を使用し、常に安定した効力を持続できるものとする。
- ⑨ 洋式便器用シートクリーナーは、利用者数を考慮（液切れ防止）し、1回あたりの吐出量を0.2ml以下、内容量を500ml以上にすること。ただし、利用状況に応じて、大容量タイプも用意することとする。
- ⑩ 洋式便器用シートクリーナーに使用する薬剤は、素早く蒸発し（揮発性の高い）、肌へのべたつきや衣服へのシミが残らない液状除菌剤を使用することとし、ジェル状除菌剤は使用しないものとする。
- ⑪ 洋式便器用シートクリーナーに使用する薬剤は、耐着火性能・対布色落状況・便座パットへの状況について報告できるものを使用すること。
- ⑫ 洋式便器用シートクリーナーに使用する薬剤は、一定期間（薬剤交換期間）安定して利用（使用）でき、連続使用回数3,000回以上のものを使用すること。
- ⑬ 授乳室用オムツ衛生ボックスは、タッチレスタイプで、オムツ（ごみ）を圧縮ラミネート出来る機能を有すること。
- ⑭ 授乳室用オムツ衛生ボックスは、菌の増殖を抑制する機能を有すること。
- ⑮ 授乳室用オムツ衛生ボックスは、利用者数を考慮し、800パック以上連続使用可能なものとする。

オ 保守点検、交換回収処理作業は、専門技術者が行うこと。

カ 故障、破損等の緊急事態が発生した場合には、直ちに専門技術者を派遣し必要な処理を行うこと。

キ 保守点検中に発見した装置の異常については、施設管理者に連絡し、指示に従い必要であれば適切な処置を行うこと。

ク 液状除菌剤等の消耗品は、交換及び器具の清掃、調整等の保守・点検周期を2か月に1回以上行うことを原則とし、除菌液が無くならないように十分に配慮して点検周期を決定すること。

ケ 保守点検中に発生したゴミ類は全て持ち帰り、適正処理を行うこと。

コ 「資源の有効な利用の促進に関する法律」（通称「リサイクル法」）の対象物のリサイクル処理については同法の該当条項を誠実に履行すること。

サ 受注者等は「ISO9001」及び「ISO14001」に対して国際標準化機構の認証を取得したものとし、CO2削減等に配慮するとともに、環境負荷の低減化を便座用除菌装置等や薬剤の製造段階から積極的に推進すること。

（3）便座用除菌装置等の液状除菌剤等の補充、使用量、使用効果、記録等の状況報告

受注者は、上記2の業務後、液状除菌剤等の補充、使用量、使用効果、記録等の状況について区に書面で報告すること。なお、報告書の様式は任意とする。

(別表)

階	施設名	室名	大・小便器用 サニタイザー	洋式便器用シートク リーナー	授乳室用オムツ 衛生ボックス
B1	芝浦港南地区 総合支所 (共用部含む)	MWC	1	1	—
		WWC	1	1	—
		だれでもトイレ	1	1	—
1	芝浦港南地区 総合支所 (共用部含む)	授乳室 1	—	—	1
		だれでもトイレ 1	1	1	—
		だれでもトイレ 2	1	1	—
		MWC1	10	5	—
		WWC1	7	7	—
		授乳室 2	—	—	1
		MWC2	3	1	—
		WWC2	1	1	—
		MWC3	3	1	—
WWC3	2	2	—		
2	芝浦港南地区 総合支所 (共用部含む)	だれでもトイレ 1	1	1	—
	消費者センター	MWC2	2	1	—
		WWC2	3	2	—
	男女平等参画 センター	授乳室	—	—	1
		MWC3	5	2	—
		WWC3	5	4	—
		MWC2'	3	1	—
		WWC2'	2	2	—
	介護予防総合 センター	MWC1	3	1	—
		WWC1	5	4	—
		更衣室内 (男子)	2	1	—
更衣室内 (女子)		2	2	—	
3	芝浦港南地区 総合支所 (共用部含む)	だれでもトイレ 1	—	—	1

※数量は現地を正とします。